

眞  
卜  
録

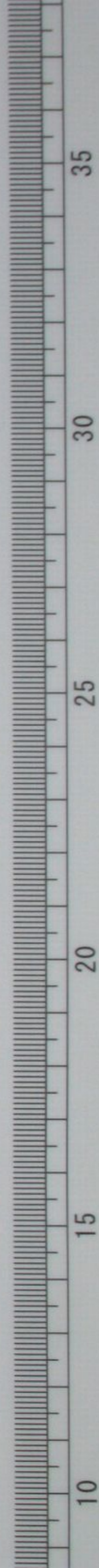
卷二

特別

14

1919

32



○西徳の事ハ如何なる事也  
 國ハ注ルル事也  
 の分位株券と云々  
 奥字芝ハ如何なる事也  
 見ルハ如何なる事也  
 果ルハ如何なる事也  
 外務省ハ如何なる事也  
 多クハ如何なる事也  
 の事ハ如何なる事也  
 漸ク如何なる事也

一書物也(二月五日読了)

○伊東と代治の争戦は少く、伊東は喰ちる争戦を要す  
そのみぢきなり又多くの争戦を始すの事なきは、培養は又  
此の争を以て、其都る程に扱ふを得る益氣あるは、伊東と  
其母教のまゝとすといふ

○酒を飲めけりし一語に意なきは、軍人の於て川上  
擧る山本権兵衛なり

○徳吉法は市と名し、伊東は昨年中、家にお入りま  
うし、市中に居る事と、伊東は伊東の葉を海にせし  
ち内、其母とす、伊東は江戸必成るに、派子あきや  
ぬえぬ人し、多き割合は、支出もすまると

○松方任、新報之言を法して、幕政院の事あり(右隠居)

を討ちや、田吉婦の、しと、和り、任と、手を握りて、  
處せりし、死を云ふ事、去婦、回りし、動る、坊を、人  
を、討ち、薩摩、人、向りて、許す、し、の、思、く、こ、路、伏  
的、訪、り、と、す

○伊豫の政治家の間、文法、研ら、る、大石、平、分、り、  
用、能、し、と、進、り、お、ま、あ、め、條、件、を、提、せ、り、回、り、た、隠  
を、内、お、と、し、の、よ、り、を、代、え、一、大、臣、の、橋、を、と、進、り、お、  
こ、ま、よ、伊、藤、流、の、よ、り、山、崎、を、と、ま、り、試、み、一、人、の、大  
臣、の、泡、を、回、り、尾、崎、を、と、ま、り、山、崎、之、の、よ、り、ア、ン、ナ、ブ  
チ、コ、ワ、シ、を、代、り、て、ハ、イ、カ、ン、と、い、い、思、ひ、一、つ、ま、り、伊、藤、  
を、と、ま、り、し、し、活、き、と、す、と、す

○徳吉の存、伊藤、内、名、を、殺、す、り、の、為、の、進、り、お、ま、あ、め、  
用、い

一、徳主丸を二万田也とすく而して其也所ハ人之心を  
あつともあつし、余のゆくをまき、嶋山ハ海舟を洗てこ  
の舟をせし、めはつ舟舟の法求をまき、子車と名置  
しまし、せしき、つらつ、妙なりしと而して方根海に  
ま法求をゆり、き、み、わ、方根海に、し、づ、り、た、は、山  
ハ、怒、氣、を、金、を、し、絶、情、を、る、び、已、ち、ま、く、終、り、ま、り  
田に、ま、ま、を、あ、つ、ま、く、と、大、車、馬、の、何、ん、し、万、而、を  
動、進、せ、し、や、れ、え、ん、ど、地、海、入、こ、し、ら、ん、と、一、文、七、七、東  
と、し、と、お、く

○考、大忠博集、ま、ま、ま、余、は、切、り、る、ゆ、を、う、つ、法、義、後  
の、海、支、那、の、法、義、の、ま、ま、の、ま、ま、海、舟、を、載、す、こ、し、事、四  
の、あ、り、ま、ま、ま、く、噴、飯、の、地、入、こ、し、ら、ん、と、一、文、七、七、東

19 大慶堂板

を考ゆ、大慶堂の大本、ま、ま、を、お、く、衝、く、へ、し、と、の、後、一、甲、法  
四、々、々、兵、艦、を、受、ふ、又、兵、を、考、ゆ、一、輪、送、こ、し、他、つ、す、海、舟  
の、海、を、長、す、る、兵、士、を、抵、抗、し、お、舟、に、載、せ、せ、師、せ、し、あ、ぶ  
し、と、又、考、ゆ、法、義、を、浮、舟、の、ま、ま、海、舟、の、後、の、  
考、ゆ、考、ゆ、法、義、ハ、日、本、大、夫、の、好、を、あ、ま、ま、考、ゆ、後、の、  
考、ゆ、考、ゆ、節、ハ、一、言、日、本、の、法、義、を、記、す、ま、ま、也、後、の、  
父、あ、ん、ま、ま、大、三、の、目、也、こ、り、本、六、甲、の、理、を、う、こ、し、ま、ま  
法、義、方、り、法、義、ハ、長、法、を、こ、し、こ、し、ヤ、メ、ン、を、ま、ま、と、し、ま、ま、  
え、ん、考、ゆ、法、義、を、こ、し、ま、ま、也、後、の、考、ゆ、所、の、  
考、ゆ、法、義、を、記、す、し、法、義、の、考、ゆ、法、義、の、考、ゆ、法、義、の、考、ゆ、  
法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、  
ハ、法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、法、義、を、記、す、し、



新より、惣修りせしむる主人の儀、余りふらぬ、其年  
ハナラ又と制すもや、其氣あゆめ、田中、儀、乞、乞  
掛、一、場、の、大、多、聞、を、付、懸、し、ま、え、ん、と、す、る、を、任、の、侍、と  
そ、ん、な、る、婦、人、の、力、を、心、し、四、中、を、應、了、す、り、あ、ら、り、バ  
杖、お、た、ん、な、る、後、の、落、き、と、す、る、を、心、付、や、し、掛、り、  
武、中、江、藤、原、の、島、の、三、人、に、あ、つ、て、一、突、入、し、ま、う、と、す、る、  
身、あ、る、に、こ、そ、す、ま、い、ら、る、事、所、の、事、を、心、し、田  
中、を、お、け、山、を、こ、め、捕、り、あ、や、さ、し、こ、せ、し、と、い、ふ、あ、ら、り、あ、  
好、く、す、る、あ、ら、一、場、の、古、落、地、を、懸、り、し、て、落、く、ぬ、き、  
大、北、落、地、の、ぬ、ま、る、は、り、も、す、く、首、落、し、儀、に、あ、ら、り、  
し、中、を、す、る、儀、に、あ、ら、り、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、

の、掛、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、儀、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、  
同、山、由、夫、の、儀、に、あ、ら、り、儀、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、  
九、の、儀、に、あ、ら、り、儀、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、  
海、を、お、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、儀、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、  
山、一、回、其、中、に、あ、ら、り、儀、を、念、正、し、顔、を、あ、ら、り、し、  
懸、り、す、る、儀、に、あ、ら、り、に、け、女、に、あ、ら、り、儀、を、掛、り、せ、せ、  
る、

仍而唯今揮毫と往來中とて謀りたるは説き且  
つ接婢と呼ぶを揮毫とて志田のつらとていふ的  
名の上とすまきやと直るの思ふをいふ、婢(直)まきを直  
らして同くらるる支まきの思ふまきと記す之れを  
ゆきまに山一の流を行はるといふこととあはれしと  
流の志田の流へ人をあすこと(女)といふ事上  
山一の女の体也)

と何と徳山の関保も(徳山)といふ田を流を流田の扱を  
あつとよむとち何にせまきせしむる中(まき)流田  
一より前を扱へ扱へ(まき)といふことといふ由に  
海也)

伊藤候大隈侯と控穂とんととまきとらぬなるが

おとまき海に撫するまき内関徳記大凡をいふまき  
徳記もよろしい体し徳記にまきとまきと扱ふしと  
扱ふにまきと用ふし徳記の扱もまき也(まき)といふまき  
まきと扱ふ)

○伊藤内宛徳記周囲のまき(二)月八の志変別川の  
流記)伊藤の内関徳記の聖書をあしとてまきとあ  
のまきとまきとあしとてまきとまきとあしとてまき  
とあしとてまきとあしとてまきとまきとあしとて  
まきとあしとてまきとあしとてまきとまきとあしと  
まきとあしとてまきとあしとてまきとまきとあしと  
一派のまき(候)伊藤二も一切放任すといふと中(乾)必  
まきを一と流記し(まき)は徳記の流記、流記を

伊候に申し伊隠の事と雖もとんと隠得書初まらざる  
伊候に申す所の事と交りし如くとも為しゆす慎惚入  
日くと消光し近下「膝」痛くたまふ如しと山候候  
を依頼せし上申せしめ以此内各段儀大難儀の事  
を奏申せしめたるが山候の南にせせ申せしは近々卒  
例すゝゝ申す依り揚事四も八様手申すは  
早あ状さるゝしとの論ある候りたる事何の事  
をも申すすゝゝ上申せし事

此の公内宛へ此の如く候儀に御儀さるゝ事と申す  
伊候に洩せし口氣するゝ公ニ途あり即ち

甲 一 的指りの内宛を御儀申す二流(七流)の人  
を以て處多りて而も隠儀を敬視せし

向付の儀を見て候をへ入答せし事

乙 内答御儀の聖人申す事しすゝ隠儀をへ  
内宛を御儀せし事と申す奏申す事

是より此より申す事と申す候り申す事  
あり白く

丙 伊候に隠儀の事と申すを奏申す〇〇〇〇〇〇〇〇  
遂に隠儀を伊候に轉げし答申す事と申す、聖人  
の下の事

而して三事の内(甲)説は多分事此に於て一ありやあらは  
べし果敢申説す事と申す事と申す

○余の退居の儀は二月十日(初五日)より  
申す事候事と申す



るは能むの件も我々のせしめ代を申して多岐に  
漸く一隊を以て取とある今も所々貴先陣より上  
之民より南地へ突進し貴先陣の甲斐に化すは  
法地等に河田博士少人輩は彼是より一觸らし  
多岐丸一般の同志は切て懸念感及して冷亦に  
ソテ五十嵐を馬鹿扱し之を詰馬にぬり候  
海軍しをさし海軍一助の威徳を以て貴先之を  
排斥し候とせしむる貴先代よりきしめ候事也  
といえは千鳥は信有るべきは此の冷亦也殊に岩  
船郎の言外より其の苦心のこころを改述流一  
味の中より引き入るべきは此の改略を用之  
たる事也若し全郡を奪りて我々の同志とす

らうといふ事あり候事我々の同志は直にこと  
をいぬまむの行き扱しと我等海軍英祐の命を  
純然と改述一味の人とす候後して佐藤伊助  
七海流を助け候事あり候後候事又海軍三左  
郎の言外より其の苦心のこころを改述流一  
味の中より引き入るべきは此の改略を用之  
たる事也若し全郡を奪りて我々の同志とす  
らうといふ事あり候事我々の同志は直にこと  
をいぬまむの行き扱しと我等海軍英祐の命を  
純然と改述一味の人とす候後して佐藤伊助  
七海流を助け候事あり候後候事又海軍三左  
郎の言外より其の苦心のこころを改述流一  
味の中より引き入るべきは此の改略を用之  
たる事也若し全郡を奪りて我々の同志とす  
らうといふ事あり候事我々の同志は直にこと  
をいぬまむの行き扱しと我等海軍英祐の命を  
純然と改述一味の人とす候後して佐藤伊助  
七海流を助け候事あり候後候事又海軍三左  
郎の言外より其の苦心のこころを改述流一  
味の中より引き入るべきは此の改略を用之  
たる事也若し全郡を奪りて我々の同志とす



清心と交際し今一回は釋心なるふしと  
事をもつて送るんぬる果は中とし持心面  
まうしうのちくたるやうなきし持心高まりし  
すれ心後の折中よ陪りし貴族し持心  
まきまきたるも五高の交交れとるん貴族の  
ありまゆる弟ありあするは某を貴族の位に  
を伴ふんとするんハサしの不面何を忍んで七五  
八五と和すまに如らすとなるん云々

今五高の方の衝突は昨年より款納税減久是る  
の原保もおの教科書書 伴とてし醜えをば  
せしめまふハ余にお直の差をを好ませうし二高  
より又の原を任るに同高の余の代を供す

清心昔の詞は周徳一と今よりかゝる神傳せし古  
を今少く

○是座を捧ぐ余の言ふはこをえとてまをる一書をもつ  
とんハ文しおハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
とんしハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
清心改らゆハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
に春書を存し現に淑貞の末組を清し鬼と南人並  
に人間を心ち書くハ今更ハとてまをる今ハハ書量  
えり書くハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
能くハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
ゆ凡何れ生本のよハ書量印のてあ方を文んを正んせし  
現にもハ書量印のてあ方を文んを正んせし中心ハ書量

を忘ぬたしういふと現に明りと善も切うは伊を  
既存一事ありともむも事業をすすもせおむに  
事とを教へた恩に故ある能のそのふをいふ此  
切めしハ中業家若狭沙汰員ハ在職中の能念  
ありもと也年友人と能字能存ふりありし之れを  
大半すうるふおまの能助と仰ふとなりしを  
左に中業家若狭沙汰員

能念ありハ一大書能を編纂し御本家の在職中  
の御補助ありしと大書しなることを巻首にお書  
し書く世に始りし一事にうしはれ但し在ふ  
指ハ一紙ありしと云ふこと云々斗も云ふ事及ん  
しと心算うん忘るるゆありなる先づ亦一書

まうしと年考書能の蒐集をつとの家甘徳の  
御徳あるハ坊より一二印の書能を辨ひ之んハ為の精  
能と考ししこと七紙ありし方のは果ハ漸く精  
むしハやこも印ハ無んとも書能を能てしと云ふ  
是れ勿論能書に印ありしと云ふこと云々ハ二文指  
大の能書ししこと先ハ二文指ハ一合ハ中業家若狭  
の御補助の能書しおむと云ふ能石ハ能書  
能事ハ尺に富の能書し可きや也と云ふ能事ハ  
昨今事書し能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事  
托し現に多く書し能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事  
を能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事  
ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事ハ能事



世に感しそつ積るゝん

相子又右左のち伍の叔父ニヤ川弘とトす人あり世に  
少中及の藩に里正(高塚)と勤めたりとのよし云ふ所  
人とたれもむむ世の理にきき方用ニその高見  
公務ある所の所も直に著他をいつとの四十歳  
ありまむ佐藤と著書十数種ありあきまら及心  
る中より本の地名の歴史と云ふ流を施したる  
方と云ふ著書四冊ありたに未だ板に不  
完全しもの故十九数年心血を凝きたる大  
二のりも主流のものあり之れを大成するに  
於てハる世に積るゝと傳へべき大著するに何人七  
海よりあつてや呼ん之を大成するにありて大

書業より多く材料蒐集を了る丈つても凡そ一  
年半位はうへるべきものありぬ何人七其の  
必要を感しきつて心を及らるゝゆえに多と知能  
あり方家し空をそ積るゝを年すゝのをもし仍今堆  
りあり断つても昔もその中家と云ふともて  
又此金と和をそ七もくきものありんをこれと年  
印せしものともそいひ置るゝ上段儀と云ふ  
四もそるものもそのものありん田中日のありし  
もそそる材料と著書も山とありんは  
字ありて可

備考 海軍史 此れより典

現行五冊の凡そ月二十冊と伝す

外に印下の事を二つあるを一と購う事あるを

一大要ありゆゆにうしおと激言の悔ありとてかたが  
を従いし大其又も此と俄にまじりて此世も大其  
まむをそと凡そ一と四年すを要するものも  
一と月まま千四位あるをえん其の文に  
此世五由に付拂に能くも合りゆきまてあめ  
に俄にいと目的にまじりて其のまじりて  
了る俄とするを即ちおぼす計に果すか  
るにゆき  
あまのまじりてあまのまじりてあまのまじりて  
あつては急場を心を助けてしこころをまじりて

おぼしめす事まじりて能く表すし方と執る  
生計の事とてまじりて文記せしむるもの  
自志を記するもの一記もまじりて  
あまのまじりての文記をわきまを  
及まじりての事をまじりて記す  
世もまじりての事を一記もまじりて  
まじりての事をまじりて

の記するもの

ゆきしるものもと聞かばまじりて記す  
ゆきしるものもと聞かばまじりて記す  
ゆきしるものもと聞かばまじりて記す  
ゆきしるものもと聞かばまじりて記す

若事し時代水は流るは料八十函に充るる事あり  
本七百六十枚計也来々(十号)はもと由らぬ  
とまらぬ事しとあつたを承けし事なりと云ふ事  
と云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
と云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
也(三十)二月十号法(十)

○中村政字に花書家より出る子正條虫の因を  
印せし書けあつたに遺る書成とすべし花書丸を二  
葉印したる不詳なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
書三葉かとなす事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
信あり川田四郎の流しと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事

うらりへ向てある事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
りと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
やと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事

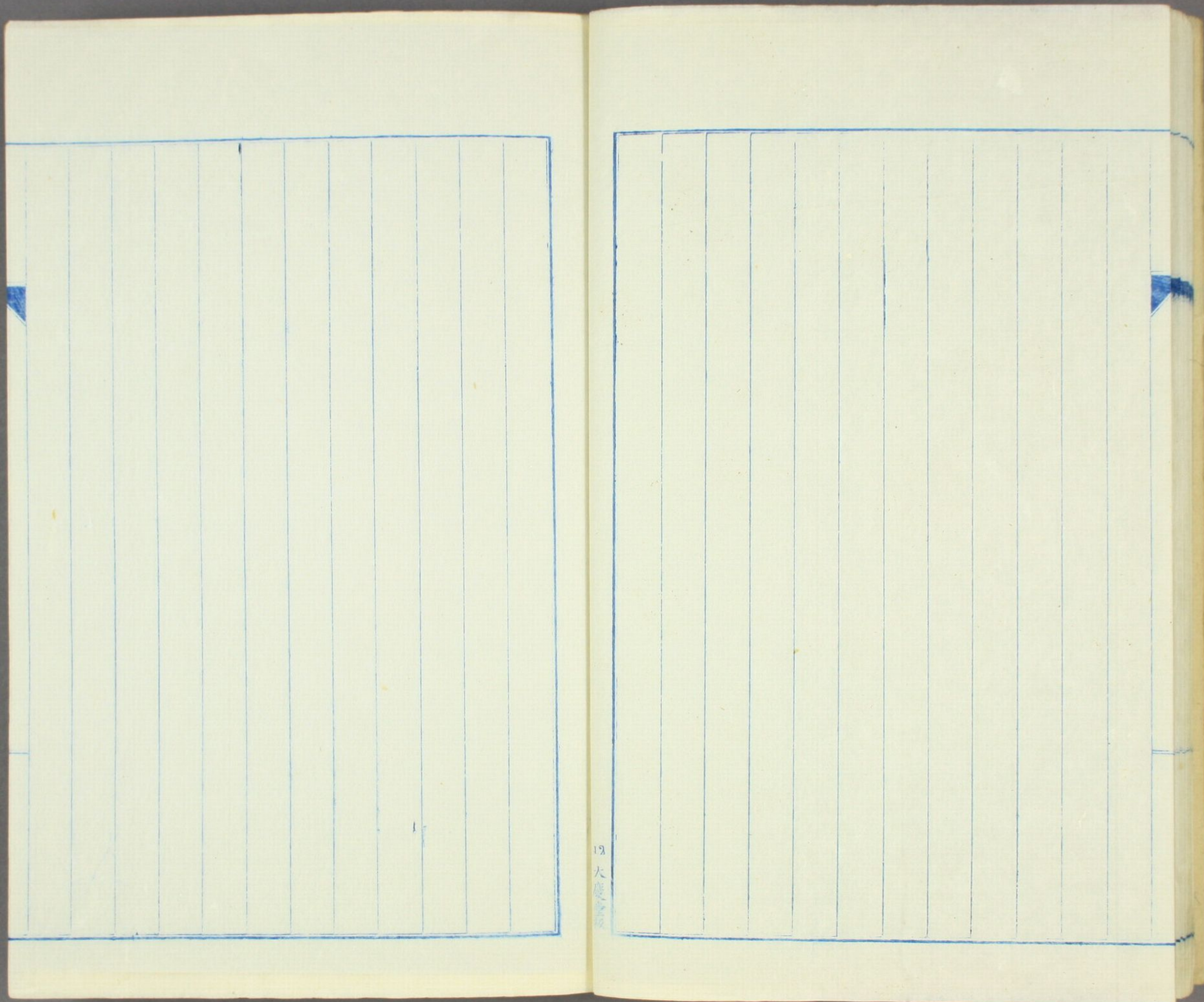
○花書丸の事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
者こと花書丸の事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
自由の事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
ある事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
りこと花書丸の事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
弱きを強きの事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
正事の間へ衝突の事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事  
下事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事なりと云ふ事







やし休原伊左衛門のうまうまあるまきとせしと陰ふ  
余を授けりなり殺すやあふ流のすやあふとん地  
事やあふ流のすやあふ流のすやあふとん地  
志す余の自れを流のすやあふ流のすやあふとん地  
一なる細大いなり皆り流のすやあふ流のすやあふとん地  
とあり



以下  
9 丁  
白紙

大慶堂板

○地租問題の激争の本派、上と云ふ(即ち停争中の激争) 柱とハ協定(平定)を言ふ事を一に言刺ある様子を人々を  
 激しとせしと停争の中地價騰貴を以て以て方議をを釣る  
 べき結果ぬに協定を以て四五年間暫る故一にね  
 とい罷すものあり或は以て此を以て其のありと四カ用を教  
 しつと云ふものありは協定を以て言ふ事は其のあり  
 一しつと云ふものあり是協定を以て地價騰貴を以て協定を以て  
 柱を破んたることを初めと云ふ及協定を協定を以て言ひ  
 一の協定を以て地價騰貴を以て協定を以て言ひと再協定  
 を協定を以て言ひ及協定を以て言ひと再協定  
 けは協定を以て言ひ及協定を以て言ひと再協定  
 くは右協定を以て言ひ及協定を以て言ひと再協定







但此英貨壹万五千八拾七磅七志九片

金六万九百三拾貳円九拾八錢四厘

工下几國旗使  
用料報酬金

但此英貨六千貳百貳拾五磅九志九片

一金八千貳百九拾壹円壹錢

海軍

内

金五千貳百九拾壹円壹錢

米國公使館附雇外國人への謝金

此米貨貳千五百弗

金三千円

外務省雇外國人への謝金

一金壹万四千元

内

金壹万四千元

回航艦長以下慰勞金

一金六百五拾四円三拾六錢

内

金四百五円三拾壹錢

米國公使館附雇外國人旅費

金貳百四拾九円五錢

回航艦長以下接待費

合計金三百貳拾三万六千九百九拾四圓四拾錢九厘

○定海の海上の警備を信し、本海軍の要員に必らず花  
中へおまのり、一隊の巡邏せしむるも、也るすま富海  
本軍の警備を信し、大坂へ来るも、此の通り  
流し心ぬむるを信し、人を信し、と、本軍の警備





# 第十二回帝國議會報告

謹テ第十二議會ノ始末ヲ告白ス、當議會ハ本是レ臨時ノ召集會期僅カニ三週日ニ過キズ、而シテ政府提出ノ議案ヲ算シ來レハ五十餘件ノ多キアリテ、民商二法典修正案、三增稅案、追加豫算案、臨時軍事費決算、撰舉法改正案ノ如キ其重ナルモノトス、就中民商二法典其附屬諸案ハ條文數千ニ上ル浩濶無比ノ者ニシテ、之レカ編讀查察ヲ試ムルスラ日子足ラサルノ憾アリ、况ンヤ他ノ重要諸案ヲ併セテ審査議シ、此ノ短期間ニ能ク協贊ノ任ヲ完フセントスルハ詢トニ難事ト謂ハサルヲ得サル也、而シテ平素議會ノ妄斷濫決ヲ云々スル政府ニシテ敢テ難キヲ人ニ責ムルハ抑モ何ノ意ゾ

當臨時議會ニ提出ノ案ハ當ニ國家最急ノ事件タルヘシ、法典修正ノ如キ者蓋シ是也、惟フニ法典ノ修正難事ハ則チ難事ナリト雖モ條約改正ノ實施上遷延ヲ許ササル事情アリ、故ニ政府強テ之ヲ短期ノ議會ニ協贊ヲ求メシハ、生等敢テ不可ナリトナサズ、但ダ權詐以テ議員ヲ操縱セントシ強テ多クノ重大議案ヲ此ノ短期議會ニ提出セシ政府ノ心事ニ至テハ、生等大ニ非難ナキ能ハサル也、請フ選舉法改正案三增稅案ニ就テ云ハ、抑モ選舉法改正ハ民意代表ノ健全ヲ欲スル所以ナリ、生等現行法ヲ非トスルヤ久矣、而モ藩閥政府ノ多年努力シテ反對シタル所ナラスヤ、本議會ニ至リ政府ノ急ニ故態ヲ變シ自ラ進テ改正ヲ求メシハ其心事甚タ疑フヘシ、此ヲ以テ論者乃チ曰フ選舉法ノ改正ハ恐ラク閣臣ノ眞意ニ非ス諺ニ之ヲ食ハセモノト云フト、生等又案スルニ初メ閣臣ハ短期ノ議會ニ向テ增稅案提出ノ意アリシニアラサルヘシ、是レ事理ノ當然トス、既ニシテ閣臣ノ術數ニ長スル者アリ、揣摩以謂ラク權詐以テ操縱セハ之クトシテ可ナラサルナシト、即チ開院ノ際ニ及ヒ勢ヲ視テ計ヲ立テ、多數ノ提案ヲ以テ議員ヲ強ヘ、多忙ノ間ニ其盲從ヲ僥倖セント欲シタリ、去レハコソ俄然一夜作リノ增稅案ヲ發シ、要挾多端威福併セ使ヒ、悍然トシテ國民ノ視聽ヲ駭シタリ、當任閣臣ノ無道於是極レリト云フヘシ、而シテ閣臣ノ無道之レニ止マラズ、六月七日地租增徵案通過ノ難色アルヲ看取スルヤ、閣臣狼狽措ク所ヲ知ラス倉皇トシテ停會三日ノ命ヲ請ヒ、更ニ地價修正ノ一案ヲ作爲シ以テ幾多ノ議員ヲ誘引シ、以テ議會ニ臨ミタリ、國務ノ重キニ當ルノ閣臣ニシテ其謀ル所ノ虛妄行フ所ノ輕浮ナル斯ノ如シ、豈慨歎ニ勝ユヘケンヤ、而モ議員ノ多數ハ政府ノ權詐不信ヲ憤リ斷々乎トシテ地

租增徵案ヲ排棄シタリ、閣臣此ニ至ルモ猶且固執シテ悛ムル所ナシ、以テ衆議院解散ノ命ヲ拜スル

トトナリス

之ヲ要スルニ本期議會ノ大弊ハ閣臣ノ權詐以テ解散ノ命ヲ煩ハシ奉リ因リテ其判斷ヲ總選舉ニ訴フル事トナレルナリ、生等不德此局面ニ遭逢シ深ク微力ノ時難ヲ救フ能サリシヲ慚ツ、今議事日程ニ上レル題案ニ就キ一々細説スルヲ止メ二三重要ノ者ニ就テ述ヘン

保安條例并ニ特別市制ハ人權ノ伸張ヲ妨クルヲ以テ衆議院ハ之カ停廢ヲ欲シ多年力ヲ盡シタリ、而シテ本期ニ於テ初メテ兩院ノ通過ヲ見ルヲ得タリ、選舉法改正案ハ立憲代議ノ本旨ニ準據シ政府案ヲ修正シタルモ未タ貴族院ノ議ニ上ラスシテ已ミ、二大法典中民法ハ辛フシテ兩院ヲ通過シタリト雖商法ハ解散ノ爲メ衆議院ノ議ヲ終ハル能ハズ、臨時軍事費ノ決算モ短會期ノ爲メ終ニ審査ヲ結了スル能ハサリシ

水害地方地租特別免除法案ハ特ニ我新潟縣ノ休戚ニ關スル者ナリ、兩院ノ協贊時ノ急ニ合ヒ縣下比年ノ重患之ニ因リテ稍減スルヲ得ン歟、蟲害案ハ、生等ノ意見未タ貫クヲ得ズ深ク遺憾トスル所也、當任閣臣ノ失政ハ外交上ノ事言フニ忍ヒサル者アリ、其還遼ノ聖旨ニ悖ル如キ最モ寒心スヘシ、之ヲ以テ吾人ハ閣臣彈劾ノ上奏案ヲ提出シタリ、然レトモ議會多數ノ意嚮ハ閣臣矯正ノ方略ニ於テ異論アリ本案以テ敗レタリ

六月廿二日伊勢太廟失火衆議院ハ天意不測恐惶ニ勝ヘサルヲ以テ六月一日院議ヲ以テ特ニ休會ヲ爲シ議長ヲシテ宮中ニ伺候セシメタリ

追加豫算ニ對シテハ、生等ハ總額千三百七十餘萬圓ノ内百九十四萬七千餘圓ノ刪減ヲ主張セリ、是レ帝國憲法ノ命スル所豫算成立ニ至ラスシテ議院解散ニ遇ヘル場合ニ於テハ前年度ノ豫算ニ依ルヘシト爲セハナリ、此保障アルカ故ニ政府モ漫ニ議院ヲ解散スル能ハサルナリ、若シ然ルニアラズシテ解散後直ニ新議會ヲ召集シ擅マ、ニ其欲スル所ヲ追加豫算トシ請求シ得ハ、解散ニ對スル保障果シテ何クニアル、今夫レ本期議會ハ解散ノ後ヲ承ケテ通常會ニ先タチ臨時召集ノ場合也、政府タル者憲法上又德義上ニ考慮シ、當然政府ノ義務ニ屬スル者若クハ天災地妖等萬止ムヲ得サル者ノ外ハ漫ニ支出ヲ求ムヘカラサルハ正經ナラスヤ、然ルニ當臨時議會ニ提出セル追加豫算ヲ見ルニ、新規創營ノ事業又ハ官制改正ノ結果トシテ求ムル者甚タ少カラス、此等ハ吾人必スシモ絶對的不要トハ

曰ハス、唯其當然通常議會ヲ待テ提出スヘキ者ヲ本期ニ求ムルハ非立憲的ナリト思惟ス、之ヲ以テ此等ノ費額百九十四萬七千餘圓ノ削除ヲ主張シタリ、而シテ本案ニ於テ生等ノ主張ハ終ニ少數ヲ以テ敗レタリ

地租、酒稅、所得稅、増徴ノ三案ニ就テハ國民多數ノ利害ノ繫ル所、最モ慎重ノ考慮ヲ要ス、凡政府タル者此般ノ増稅ヲ要セハ國家急アリ萬己ムテ得サル場合ニ於テ丁寧反覆ノ手續ヲ履ミ公明正大ノ心事ヲ披キ而ル後初メテ之ヲ國民ニ謀ル所アルヘキモノトス、而シテ今日政府財庫ノ窮乏ヲ告クルハ事實ニ屬スルモ、果シテ増稅セスンバ國家ノ生存ヲ危クスル程ノ急ニ迫リタル歟、天下何人カ首肯セン、現ニ生等ノ聞見スル所ヲ以テ事證ヲ舉クレハ、大藏大臣ハ當初増稅案ヲ當臨時議會ニ提出スルノ意ナカリシト云フニアラスヤ、且歳入ニ於テ増稅ヲ求メント欲セハ之カ原因タルヘキ支出ヲ公示スルヲ要ス、則チ増稅ノ法案ハ本來總豫算提出ノ場合ニ於テ爲スヘキ者トス、今ヤ臨時ノ議會總豫算提出ノ日ニ非ス而モ政府増稅ノ提案ヲ見ル、抑何タル暴橫ゾヤ、生等ハ手續上ニ於テ増稅案ノ不當ヲ斥クルニ止マラズ、地租ノ如キ國家ノ大寶ハ他ノ稅源全ク枯竭スルノ時ニアラサレハ斷シテ増徴スヘカラスト爲ス、何トナレハ吾邦土地ノ負擔ハ宇内ニ於テ比較上既ニ重キニ過キ、農民ノ生業ハ他ノ近世百般ノ進歩ニ伴フテ改善ノ運ニ向フヲ得ス、千百種ノ民業中勞多クシテ酬少キモノ農ヨリ甚シキモノアラサレハナリ、又政府ノ財務目下ノ狀ヲ觀ルニ、其基礎未タ立タス偶々數年ニ涉ル計畫ヲ爲スモ一二年ニシテ破壊シ毫モ期圖ノ實効ヲ望ムヘカラス、奈何ゾ此不信ナル閣臣ニ對シ漫ニ國家至重ノ稅源ヲ附與スルヲ得ンヤ、况ンヤ閣臣ノ稅源ヲ求ルヤ權變縱橫、威迫誘引至ラサルナク心事最モ陋ムヘキニ於テオヤ、宜ナリ億兆ノ憤怒ハ發シテ議場ニ溢レ、滿堂未嘗有ノ紛擾ヲ生シ、結局二十七ニ對スル二百四十七ノ大多數ヲ以テ地租増徴案ヲ否決セシコトヤ

當日散會ノ貴族院ヲ召集シ、幾多政府案ノ通過ヲ薄暮臨時ノ間ニ要求シ、稍其意ヲ滿タシタルノ後初メテ解散ヲ告ク、閣臣ノ暴橫飽クナシト謂フヘキノミ、右第十二議會仕末ノ要領ヲ摘記シテ選舉區諸君ノ昭鑑ニ供フ、目下東洋ノ形勢顧慮スヘキ者多端ナリ、而モ閣臣權ニ倚リ外ニ向フテ爲スコト能ハス内ニ臨ミテ變詐暴橫ヲ逞フス、今後ノ事實ニ測ルヘカラス、生等憂懼一ニ此ニ存ス、諸君ノ明裁ヲ請フト云爾

明治三十一年六月

新瀉縣第二區  
選出前代議員  
市島謙吉  
同  
佐藤伊助

殿

○憲政黨の選挙式、後を以て、  
るりせんをうりて、  
任事、改進黨の死後を以て、  
柵を以て政界の活板とすし、

Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the left page. The text is written vertically in approximately 15 columns, starting from the right side of the page and moving left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style.

Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the right page. The text is written vertically in approximately 15 columns, starting from the right side of the page and moving left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style.



今日もまたあつたかき事日る行状しめしめ  
りと澄みちる且つ肩下なる外交を好まされ  
佛経も一のり執しをみるに休むる三流を  
るにともなくとて流るる伊藤のうら  
まをきくしを三意太極の行方と九考の  
る御もくとも一書を裁して語りし流を注  
る能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心  
る能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心  
る能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心

いふ事ありては御事なりと御事なりと  
能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心  
る能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心  
る能く流るる銀まらまぬいさ  
着の上太極めもその持しめ合持の早業  
さるしともなるゆゆのこもとも高心  
のさるしともなるゆゆのこもとも高心

○六月十日  
名を辨めをいし持する見らるる

徳記 大徳のあた  
内務大臣  
大臣  
大徳  
板板  
神田正久









前々いやははにやけし後あるしと云ふ所より中々と云ふは伊勢  
 のゆ存の人(名)井原(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 大いなるこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 細いこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 隠れこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 の隠れこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 仔はすい前(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 古きよ流石の飯(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 扱(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 い(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 (名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 ま(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの

仔のあかぬおれおき昂(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 のあかぬおれおき昂(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 此(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 ま(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 事(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 偽(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 の偽(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 事(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 を(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 此(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 こ(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 此(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの  
 め(名)のこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろのこゝろの







本邦の歴史を研究するにあたり、

○元古史の大勢 大勢を論ずるに際しては、

一、歴史の資料を正確に採り、

二、その資料を正確に整理し、

三、その整理した資料を正確に研究し、

四、その研究した結果を正確に発表し、

五、その発表した結果を正確に伝へ、

六、その伝へた結果を正確に受け、

七、その受け取った結果を正確に研究し、

八、その研究した結果を正確に発表し、

九、その発表した結果を正確に伝へ、

歴史を研究するにあたり、

一、歴史の資料を正確に採り、

二、その資料を正確に整理し、

三、その整理した資料を正確に研究し、

四、その研究した結果を正確に発表し、

五、その発表した結果を正確に伝へ、

六、その伝へた結果を正確に受け、

七、その受け取った結果を正確に研究し、

八、その研究した結果を正確に発表し、

九、その発表した結果を正確に伝へ、

十、その伝へた結果を正確に受け、

十一、その受け取った結果を正確に研究し、

十二、その研究した結果を正確に発表し、

十三、その発表した結果を正確に伝へ、

十四、その伝へた結果を正確に受け、

十五、その受け取った結果を正確に研究し、



作らば此花を名もあはれにふりてしるすべし  
大石に向ては折れぬ事ありしに  
そとにあらば干渉しぬるに思ひ  
湖原に折して山下に降りて  
清水を流して石を流して  
革命を流して天下に判決を流して  
伴成後には七葉を流して  
ハキチの流るるに

此の流るるに  
内なる流るるに  
生じりて  
衆御院書に  
大慶堂

道平しつる大石と折れし上野の條  
作の流るるに  
そとにあらば  
清水を流して  
大石に向て

守成此の流るるに  
そとにあらば  
清水を流して  
大石に向て

榎本也為後院使所建やん其分の位高き一若し  
 門外陣とせしむるも其分の位高きと云しそは  
 故より研究なるも功績もなる所も其分も  
 んらるるも海軍も其分も其分も其分も  
 内官の花心と云ふも其分も

高きも其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も

大寺も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も

其分の位高きと云ふも其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も

田中光景も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も  
 其分も其分も其分も其分も其分も其分も

以上七月四日正午  
 〇其分も其分も其分も其分も其分も其分も







更なる方々の三條の御所へ御座り居候に何の御  
走せし御所へ御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
月夜をたのむ御所へ御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
何れに御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に

就任式の持参するに御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
依るに御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
式に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
一拜し更なる御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
ちて一拜し更なる御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
命するに御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
状を御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に

讀ませし御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
て一拜し更なる御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
き一拜し更なる御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
アトスサリ御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
後を御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
就任式終りて御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
りし御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
の美女性御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
月を御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に  
一に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に御座り居候に

好もあまのしるはるに任のたれとて、  
学より希世の才とて、大儀とて、  
そのおろそかなるを、  
とて、  
なまぬくの、  
一と、  
事あるは、  
あまのしるはるの、  
多し、  
推さんとして

この印方、  
修山のお早、

を、  
次の修、  
目、  
ふ、  
海、  
た、  
の、  
な、  
例、  
の、

木村の雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
この山に雪をふりしるは雪の国を越え出で  
いふを雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
を雪のふるまへを山光を何れかもしるは

雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
雪のふるまへを山光を何れかもしるは  
雪のふるまへを山光を何れかもしるは

余の妻ありて大隈の御守に侍りて其の  
くは雪尾を深くとねて雪のふりしるは

以上七言のついでに

○大隈の御守に侍りて其のくは雪尾を深くとねて雪のふりしるは  
くは雪尾を深くとねて雪のふりしるは  
くは雪尾を深くとねて雪のふりしるは

○大隈の御守に侍りて其のくは雪尾を深くとねて雪のふりしるは  
くは雪尾を深くとねて雪のふりしるは









--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

12  
大慶堂

以下全て

白紙

明治三十一年  
一月

春城學人